

7月17日 厚労大臣政務官交渉

物価上昇を上回る年金額引き上げと 公的年金制度の改善を求め政務官交渉！

年金者組合は17日、飯野豊秋副委員長が「物価上昇を上回る年金額引き上げと公的年金の制度改善を求める要求書」を三浦靖厚生労働大臣政務官に手渡し、交渉を行いました。日本共産党の倉林明子参議院議員が同席しました。

●物価上昇を反映できない現行改定ルールは見直し、2025年度の年金額改定は物価上昇率を上回る増額改定とするよう求めました。第二次安倍政権以降の12年間で公的年金は実質7.8%の減額となった結果、月額10万円未満の年金受給者は2288万人にも上ります。憲法25条に基づく最低限度の生活を保障できていない低年金問題は、特に女性が深刻で一日一食、夏でもエアコンは付けない、お風呂に入らず水のシャワーだけ、友人が亡くなっても香典が払えず知らんぷりする等の事態となっています。国民年金法第1条は、憲法第25条2項に規定する理念に基き、国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」と規定しています。2025年度の年金改定は、国民年金法第1条の規定に基づき物価上昇を上回る増額改定とすべきです。

●マクロ経済スライドは、2004年に「100年安心の年金制度」の名のもとに導入されました。あらかじめ保険料の上限を定め、その保険料で財政が均衡するまで年金額を自動的に削減する」仕組みで、国民年金法第1条の規定に違反しており、廃止すべきです。年金積立金は、賦課方式であれば原則不要で、危機管理上の対応としても給付額の1年の分(40兆)もあれば十分です。年国民年金法第75条では「積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために使う」としています。積立金は246兆円(6年分)もあります。マクロ経済スライドは直ちに廃止すべきです。



●年金の毎月支給について羽生田副大臣は昨年の交渉で、「IT化が進めば事務的負担が軽減される。検討する気持ちはある」と回答しました。厚労省の年金保険制度審議会で「将来の毎月支給への対応、年金相談を含めた被保険者、受給者サービスの向上を図るため、今後とも一層の改善充実に努めるべきである」としています。厚労省として年金の毎月支給を方針として掲げているのか、他省庁との意見交換を行うための部署を設けているのか明らかにしていただきたい。と回答を求めました。■これに対して三浦靖政務官は、「被保険者を増やすという点については、厚労省としても前向きに検討していかなければならないと考えており、一緒にやっていけるのではないかと思います。毎月払いに向けて法改正で議論していきたい。IT化デジタル化が進めば今まで困難とされていた理由がハードルを乗り越えられると思う」と回答しました。■倉林議員は「異常な物価高という事態の中で、年金給付を充実させるために法改正をするのはいまだではないか、本気で検討すべきだ」と主張しました。三浦靖政務官は、「皆さん方に寄り添う気持ちで対応したい」と答えました。引き続き協議を続けることを確認し交渉を終わりました。